

## 6 知的障害者更生施設支援（通所）

下表のアからツまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 排泄行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
エ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
キ. 金銭管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ク. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 睡眠障害並びに食事及び排泄に係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
コ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い

シ. 外出、買い物等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ス. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 訓練のための動機付け及び訓練内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ソ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ツ. 就労又は在宅生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------

## 7 知的障害者授産施設支援（入所）

下表のアからハまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 屋内及び屋外での移動に関する介助	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 排泄行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
エ. 入浴の介助、入浴中の見守り等の支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
キ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ク. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
コ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 睡眠障害並びに食事及び排泄に係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
シ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ス. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い

セ. 外出、買い物等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ソ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 作業のための動機付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 作業内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ツ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 作業のための送迎及び移動に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ト. 作業中の安全への配慮	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ナ. 作業の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヌ. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ネ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ノ. 退所後の生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ハ. 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------

## 8 知的障害者授産施設支援（通所）

下表のアからヌまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア. 食事の準備、摂食及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
イ. 排泄行為に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 医療処置、受診等に関する援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
エ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
オ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 清潔保持に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
キ. 金銭管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ク. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ケ. 睡眠障害並びに食事及び排泄に係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
コ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い

シ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ス. 作業のための動機付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 作業内容の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ソ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
タ. 作業のための送迎及び移動に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
チ. 作業中の安全への配慮	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ツ. 作業の準備及び後片付けに関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
テ. 作業技術の習得及び作業の遂行に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ト. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ナ. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ニ. 退所後の生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ヌ. 就職先の選定及び就職先との調整に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------

## 9 知的障害者通勤寮支援

下表のアからセまでの各項目について、(ア)～(ウ)列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ○印を付けて下さい。

生活動作等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
ア. 医療処置、受診等に係る援助	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
イ. 医師等の診断結果及び説明の理解に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ウ. 健康管理に関する支援	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
エ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	(ア) 列	(イ) 列	(ウ) 列
オ. 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
カ. 睡眠障害並びに食事及び排泄に係る不適応行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
キ. 自傷行為並びに他人及び物に対する粗暴な行為への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
ク. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助	困難性の高い支援が必要	支援が必要	支援の必要性が低い
ケ. 外出、買い物等に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
コ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
サ. 在宅生活に必要な生活関連行為を習得するための支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い

シ. 各々の障害に応じたコミュニケーション手段による支援及びコミュニケーション訓練	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
ス. 代筆、電話の仲立ち等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
セ. 退所後の生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------



### Ⅲ 選択肢に係る判断基準の内容

選択肢に係る判断基準は、以下に示すとおりである。(今後多少の変更はありうるものである。)

#### 1 身体障害者更生施設支援

身体障害者更生施設支援に係るチェック項目については、以下により、どの選択肢に当てはまるか判断する。

##### ア. 洗面、歯磨き等の整容に関する支援

[→身障療護ウに同じ。]

洗面や歯磨き等の整容に関する行為について、支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ、片まひ、上肢の機能障害等により、洗顔や歯磨き等の一連の行為について介助を必要とする。
- ② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、整容に関する一連の行為に係る習慣や方法が習得されておらず、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。あるいは、全般にわたり見守りまたは確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

##### イ. 屋内での移動に関する介助

[→身障入所授産イ、身障通所授産アに同じ。]

屋内の移動について支援が必要かどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 四肢まひ、脳性まひ等により、車いす（電動・手動を問わない。）や杖等の補装具を用いて、自ら屋内を移動することが困難であり、介助を必要とする。
- ② 視覚障害により、視覚的な安全確保等に制限があり、支援を必要とする。
- ③ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、目的の場所までの経路を理解する等、安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、見守りや一部介助を必要とする。(①立位歩行、車いす歩行を含め、廊下の手すり等を利用して移動は可能であるが、著しく歩行速度が遅かったり、ちょっとした衝撃でも転ぶ危険が

ある、②電動車いすを利用しているが操作が不安定で、物や人に当たってしまうことがある、等を含める。)

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

### ウ. 屋外での移動に関する介助

[→身障療護カ、身障入所授産ウ、身障通所授産イに同じ。]

屋外の移動について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ①車いす（電動・手動を問わない。）を利用しているため、あるいは視覚障害により、砂利道・階段・スロープ、人ごみ、昼間と夜間といった環境の変化や、交通機関の利用等の条件を含めて制限があり、支援を必要とする。
- ② 知的障害、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、目的地までの経路を理解する等安全・確実に移動することに制限があり、支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア)：全面的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、全面的な介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、一部に介助を必要とする。または見守りや確認を必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

### エ. 入浴の介助又は入浴中の見守り

[→身障療護シ、身障入所授産キに同じ。]

入浴の介助または入浴中の見守りについて支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 遷延性意識障害、四肢まひ、脳性まひ、片まひ等の機能障害により、洗身・洗髪、浴槽への出入り等一連の入浴行為に介助等の支援を必要とする。
- ② てんかん、脳血管障害、心臓疾患等により、まひや痙攣発作等があるため、転倒や浴槽で溺れることを防止するための見守りを必要とする。
- ③ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、入浴に関する習慣や方法が習得されておらず、見守り等の支援を必要とする。

[各選択肢の基準]

(ア) 全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態にあり、一連の入浴行為の全てに介助や支援を必要とする。

(イ) 部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態にあり、一連の入浴行為は一部介助があれば可能である。あるいは、②または③の対象例のような状態であり、見守りを必要とする。

(ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

### オ. 通院に関する援助

腎機能障害や呼吸器障害等の内部障害により定期的な受診を必要としたり、または、て

## 1 身体障害者更生施設支援

んかん等の発作を起こす危険があるため、通院支援を必要としているかどうかを判断する。  
〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：通院に際しては常に付き添い等の支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：通院に際してはときどき付き添う等の支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

### カ. 医療処置等に関する援助

医療処置や受診等について支援が必要であるかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 糖尿病や腎不全、呼吸器障害等の疾病や障害により、インスリンの自己注射、人工透析（持続式携帯型腹膜灌流を含む）、呼吸器管理、痰の吸引等、日常的な医療処置を必要とする。
- ② 視覚障害、聴覚・言語障害を持つ者、知的障害を併せ持つ者が、一時的に入院が必要になった場合に、身の回りの世話（医療機関の看護師が対応する範囲を除く。）を必要とする。
- ③ 知的障害、てんかん、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、薬の飲み忘れや飲み過ぎ・飲み残しが無いよう服薬管理を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 常に支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、常に支援を必要とする。
- (イ) ときどき支援が必要：上記のいずれかの対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。
- (ウ) 支援の頻度が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

### キ. 医師等の診断結果及び説明に関する支援

〔→身障療護セ、身障入所授産ケ、身障通所授産カに同じ。〕

医師等からの診断結果等についての説明の理解に何らかの支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 全盲や強度の弱視、知的障害等により、病名や薬の処方等の文字を確認することに制限があり、第三者を介しての説明を必要とする。
- ② 手話通訳等何らかのコミュニケーション支援を必要とする。
- ③ 知的障害、認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、本人に合った説明の工夫をする等の支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

- (ア) 全面的な支援が必要：説明を受ける際は、必ず生活支援員等が上記対象例の①、②または③の支援を行うことが必要である。
- (イ) 部分的な支援が必要：言葉や文字の利用に制限はないものの、説明の内容等を理解できたかどうかの確認を必要とする。
- (ウ) 支援の必要性が低い：上記 (ア)・(イ) のいずれにも該当しない。

## ク. 健康管理に関する支援

〔→身障療護ソ、身障入所授産コ、身障通所授産キ、知障入所更生コ、知障通所更生オ、知障入所授産キ、知障通所授産オ、知障通勤寮ウに同じ。〕

健康管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 肥満になり易い、じょくそう（床ずれ）になり易い、アレルギーがある、てんかん発作を起こす等のため、健康管理（血圧、体温または排便状態のチェック、運動面を含めた助言。）を必要とする。
- ② 糖尿病や高血圧症等の疾病のため、栄養管理（食物制限、カロリー制限等。）を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）毎日支援が必要：医師あるいは看護師・栄養士による毎日の健康管理または栄養管理を必要とする。

（イ）ときどき支援が必要：看護師・栄養士による健康管理または栄養管理をときどき必要とする。

（ウ）支援の頻度が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

## ケ. 金銭管理、身の回り品の管理等の生活管理に関する支援

〔→身障入所授産サに同じ。〕

金銭管理や身の回り品等の管理について支援を必要とするかどうかを判断する。

具体的な対象例としては、

- ① 知的障害や認知・記憶・注意等の障害等を併せ持つことにより、金銭の収入・支出の把握や出し入れする金額の計算等について支援を必要とする。
- ② 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等により、自ら金銭をしまっておくことができず、金銭管理に支援を必要とする。
- ③ 四肢まひ、脳性まひ、上肢機能障害等により、自ら衣類や身の回り品等を整理し、管理することに制限があり、支援を必要とする。
- ④ 知的障害や認知・記憶・注意等の障害を併せ持つことにより、衣類や身の回り品を整理する習慣や方法が習得されておらず、後片付けや整理整頓に関する支援を必要とする。

〔各選択肢の基準〕

（ア）全面的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、金銭を財布等にしまっておくことや数百円程度のお金の出し入れにも制限がある等、金銭の管理に関わる行為の全てにおいて支援を必要とする。あるいは、上記③または④の対象例のような状態であり、常に支援を必要とする。

（イ）部分的な支援が必要：上記①の対象例のような状態であり、1週間に1回程度以上金銭の残高を確認する等、金銭管理に関わる行為の一部に支援を必要とする。または上記②の対象例のような状態であり、金銭の管理を必要とする。あるいは、上記③または④の対象例のような状態であり、ときどき支援を必要とする。

（ウ）支援の必要性が低い：上記（ア）・（イ）のいずれにも該当しない。

## コ. 集団生活等における不適応行動に関する支援

知的障害や認知・記憶・注意等障害を併せ持つために、

- ① 突発的に屋外へ飛び出したり、制止をしても動き回る、
- ② 特定の物や行為に強いこだわりを示す、
- ③ 環境の変化により泣き叫ぶ等パニックになりやすい、  
といった行動上の不安定さや、
- ④ 他者とトラブルを起こしたり、暴力に及ぶ、  
といった行為があるために支援を必要とするかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

(ア) 毎日支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応がほぼ毎日必要である。

(イ) ととき支援が必要：上記のような行動のいずれかへの対応が1～2日/週以上必要である。

(ウ) 支援の頻度が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

## サ. 日常生活における不安、悩み等に関する相談援助

[→身障療護ナ、身障入所授産セ、身障通所授産サ、知障入所更生ツ、知障通所更生サ、知障入所授産ス、知障通所授産サ、知障通勤寮クに同じ。]

日常生活における不安や悩み等を自ら解決するのが困難であるため、解決方法を見出すための個別的な支援が必要であるかどうかを判断する。

[各選択肢の基準]

(ア) 困難性の高い支援が必要：不安や悩みの解決にカウンセリング技法等を必要とする。

(聴き取りの際には、現在も専門家によるカウンセリング等を受けているのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)

(イ) 支援が必要：不安や悩みの解決のために、生活支援員による相談面接を日常的に必要とする。(聴き取りの際には、過去において不安や悩み等を抱えて、専門家によるカウンセリング等を受けたことがあるのであれば、本選択肢に当てはまるものと判断する。)

(ウ) 支援の必要性が低い：上記(ア)・(イ)のいずれにも該当しない。

## シ. 余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援

[→身障入所授産ソ、身障通所授産シに同じ。]

外出や余暇活動、地域の活動等への参加について支援が必要かどうかを判断する。なお、本項目でいう支援には、移動の介助は含まない。

具体的な対象例としては、

- ① 社会経験が乏しく、公共交通機関や商店等の利用方法を理解していないために付き添い等の支援を必要とする。
- ② 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等に関する情報の収集や、これらの活動を行うための計画や準備を自ら行うことに制限があり、助言等を受ける必要がある。
- ③ 地域の行事やサークル活動、趣味等の余暇活動等の参加に当たっては、一人では行え